

よくあるお問い合わせ 【申請受付全般・システム操作・提出書類】
令和8・9年度盛岡広域市町競争入札参加資格申請（事業者登録） Q & A 【定期申請用】

1 申請受付全般

1. 入札参加資格の審査申請の手続きを行政書士に依頼することはできますか。
2. 入札参加資格審査の審査基準日はいつですか。
3. 申請書提出にあたり、どのような方法がありますか。
4. 受付票は発行されますか。
5. 複数の市町に申請を行いました、審査結果はいつ頃通知されますか。
6. 今回の申請により、資格者として認定された場合、各市町の入札にはいつから参加できますか。
7. 1つの法人が、同じ申請区分（例：工事）で複数の申請を行うことは可能ですか。
8. 受任者（営業所、支社等）単位での申請は可能ですか。
9. 1つの市町に対し複数の受任先（例：盛岡営業所と仙台営業所）を設定することはできますか。
10. 【工事】建設業許可を受けていますが、経営事項審査を受けていない工種について申請できますか。
11. 【工事】審査基準日以降に建設業許可を取得しましたが、入札参加資格を申請できますか。
12. 【工事】営業所専任技術者がいない営業所、支店等を委任先として設定できますか。
13. 【工州】土木関係コンサルタント業務の中に「地質調査」がありませんが、「地質調査」は、どの業務ですか。
14. 【工州】登録を希望する業種の実績が0円の場合、申請できますか。
15. 【物品】登録を希望する営業品目の実績が0円の場合、申請できますか。
16. 【物品】どの分類に登録すればよいですか。

2 受付システムの操作、入力内容について

1. 受付システムの操作方法について、どこに問い合わせればよいですか。
2. 前回の資格申請後に、会社が合併し、申請市町に変更の手続きは済ませていますが、「継続申請」から登録しようとする、合併前の会社の情報がでてくるのですが、どのように申請すればよいですか。
3. 資格認定後、申請担当者のメールアドレスの変更はできますか。
4. 行政書士が代理申請する場合、受付システムの申請担当者情報には誰の情報を入力すればよいですか。
5. 提出書類の一部について、受付システム上にアップロードするにあたり、申請者側が使用するパソコンのセキュリティについての注意事項はありますか。
6. 受付システム上でファイルをアップロードしようとしても、容量が超過し、登録できません。
7. 受付システム上でファイルをアップロードする場合、ひとつの提出書類が複数ファイルとなる場合は、どのように登録すればよいですか。
8. 受付システムで「提出」ボタンを押した後、登録内容の修正や書類の差替えが発生した場合、どうすればよいですか。
 ※また、処理状況に応じて以下の対応が必要ですので、必ずシステムのステータス状態を確認し、ご対応願います。
 【1】【システムのステータスが【（一次）審査中】の状態（申請者で訂正不可状態）】
 【2】【システムのステータスが【申請書提出】の状態（申請者で訂正可能状態）】
9. 受付番号、パスワード、ユーザ ID を入力して、ログインボタンをクリックすると、「パスワード等が不正です。」のメッセージが表示され、受付システムにログインすることができません。
10. 代表者氏名や商号又は名称等に外字が使用されている場合はどのように入力すればよいですか。
11. 受付システム上に入力する本社（店）所在地住所について、略称表記（例：1－1－1）でもよいですか。
12. 受付システムに入力する商号又は名称について、略称表記（例：〃(株)●●商会〃）でもよいですか。
13. 「暴力団排除に係る役員名簿」に入力する範囲はどこまでですか。
14. 【工州】建設関連業務に従事する技術者について、申請する業務に係る資格だけでよいですか。

15. システムの登録画面から「戻る」ボタンをクリックすると、「現在入力中の内容は保存されません。前の画面に戻ってもよろしいでしょうか?」とポップアップが出るが問題ないか。
16. 新規申請登録画面で「登録」ボタンをクリックすると「e.ex.fw.9002:システムエラーが発生しました。システム管理者に連絡してください。」のメッセージが表示され、申請手続きを進めることができない。
17. 新規申請／変更申請／継続申請をクリックした際に、既にデータが存在する為、申請できない旨のエラーメッセージが表示される。
18. 申請受付システムログイン時に「undefined」のエラーメッセージが表示される。
19. 申請期間以降に会社名や住所が変更になる予定だが、変更予定の情報で入力すれば良いか。
20. 不受理（不備）の連絡がメールで届いたが、指摘／修正内容に質問がある。
21. 【工事・物品】障害者雇用状況の法定雇用の達成・未達成について、何を見て判断すればよいかわかりません。

3 ヘルプデスクに関すること

1. ユーザ登録を行ったが、初期パスワード通知メールが届かない。

4 提出書類

1. 提出様式はどこから取得すればよいですか。
2. 委任状の委任者印に使用する印鑑は実印ですか。
3. 入札書提出のみを代理人に委任する場合でも、委任状は必要ですか。
4. 委任を考えていますが、支店長印がない場合、社判でもよいですか。
5. 国税の納税証明書は、どの様式を添付すればよいですか。
6. 既に審査基準日（令和7年9月30日）の直前3か月以内に発行された国税の納税証明書を取得しています。審査基準日以降に納税証明書を取得しなおす必要がありますか。
7. 現在事項全部証明書に代えて全部事項証明書を提出してもよいですか。
8. 【工事・コンサル】雇用保険の加入確認にあたり、管轄労働局が発行する領収書や証明書でもよいですか。
9. 【工事】経営事項審査を申請手続き中ですが手続きはできますか。。
10. 【工事】一般事業主行動計画策定・変更届について、審査基準日が「一般事業主行動計画の計画期間」内であればよいですか。
11. 【コンサル】土木関係コンサルタント業務を申請するにあたり、建設コンサルタント登録はありませんが、代わりに建設業許可証の提出は必要ですか。
12. 【工事】工事経歴書は、様式第4号で提出しなければいけないのでしょうか。

5 入札参加資格審査の届出事項の変更

1. 申請書提出後に内容の変更が生じた場合、どのような手続きをすればよいですか。
2. 新規申請を行いました。申請書提出から4月の資格認定までの間に委任者又は受任者に変更が生じた場合、委任状の委任期間はどのように記載したらよいですか。

6 その他

1. 「市内に主たる営業所を有する」という場合の「主たる営業所」とは何ですか。
2. 電子ファイルの添付形式について知りたい。

1 申請受付全般

番号	質問	回答
1	入札参加資格の審査申請の手続きを行政書士に依頼することはできますか。	行政書士による代理申請ができます。 行政書士に委任する場合は、任意様式の委任状（申請者の実印と行政書士の使用印を明らかにした委任状）を「印鑑証明書・委任状」枠にアップロードしてください。
2	入札参加資格審査の審査基準日はいつですか。	審査基準日は、令和7年9月30日です。
3	申請書提出にあたり、どのような方法がありますか。	受付システムで電子データを提出してください。 各市町の窓口では受付しませんのでご注意ください。
4	受付票は発行されますか。	発行されませんが、システムにおいて提出したデータの状態が「申請書提出」となっている場合、正常に提出されたことを示しています。
5	複数の市町に申請を行いました。審査結果についてはいつ頃通知されますか。	各市町ホームページの登載名簿を御確認ください。 なお、公表時期は各市町で異なりますので、各市町のホームページを御確認ください。
6	今回の申請により、新たに資格者として認定された場合、各市町の入札にはいつから参加できますか。	今回の申請により、新たに資格者として認定された場合の資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。 有効期間以降の入札等に参加可能となります。詳しくは、申請先市町の担当課にお問い合わせください。
7	1つの法人が、同じ申請区分（例：工事）で複数の申請を行うことは可能ですか。	申請は、法人単位となりますので、1つの法人が同じ申請区分で複数の申請を行うことはできません。申請先市町によって契約権限を有する事業所が異なる場合は、委任先情報で各市町の委任先を選択し、それぞれ委任状を作成してください。
8	受任者（営業所、支社等）単位での申請は可能ですか。	申請は、法人単位となりますので、受任者毎に申請を行うことはできません。申請先市町によって契約権限を有する事業所が異なる場合は、委任先情報で各市町の委任先を選択し、それぞれ委任状を作成してください。
9	1つの市町に対し複数の受任先（例：盛岡営業所と仙台営業所）を設定することはできますか。	同じ申請区分ではできません。1つの申請先市町につき、受任先は1か所に限ります。 「建設工事」と「建設関連業務委託」、「物品の買入れ等」でそれぞれ異なる受任先を設定することや、申請市町ごとに異なる受任先を設定することは可能です。
10	【工事】建設業許可を受けていますが、経営事項審査を受けていない工種について申請できますか。	申請は可能です。ただし、申請市町により、経営事項審査を受けていて、かつ工種別の完工高があることを認定要件としていますので、市町が用意する資格要件等の確認をお願いします。

11	【工事】審査基準日以降に建設業許可を取得しましたが、入札参加資格を申請できますか。	申請できませんので、次回受付時に申請してください。
12	【工事】営業所専任技術者がいない営業所、支店等を委任先として設定できますか。	申請する工種における営業所専任技術者がいる営業所、支店等しか委任先として設定できません。
13	【工州】土木関係コンサルタント業務の中に「地質調査」がありませんが、「地質調査」は、どの業務ですか。	地質調査業務で申請してください。
14	【工州】登録を希望する業種の実績が0円の場合、申請できますか。	認定できません。部門として1つでも0円以外の実績が必要です。
15	【物品】登録を希望する営業品目の実績が0円の場合、申請できますか。	各市町の個別手引きにおいて、要件として示しているとおり、大分類における実績額が0円の場合（財産等売払いを除く）は、認定できません。
16	【物品】どの分類に登録すればよいですか。	必ず別紙【営業品目一覧表】を確認のうえ、希望する内容に近い分類に登録してください。ただし、業務委託や役務の提供に関し、主要部分の下請負を禁止していますので、 <u>自らが主体となって履行できない業務等への登録はできません。</u>

2 受付システムの操作、入力内容について

番号	質問	回答
1	受付システムの操作方法について、どこに問い合わせればよいですか。	ヘルプデスクに電話又はメールでお問い合わせください。 電話：0120-252-117 (土日祝日を除く午前9時～正午、午後1時～5時30分) メール:cydeen-uketuke.help.ek@hitachi-systems.com
2	前回の資格申請後に、会社が合併し、申請市町に変更の手続きは済ませていますが、「継続申請」から登録しようとする、合併前の会社の情報がでてくるのですが、どのように申請すればよいですか。	前回の資格申請後に、合併等により資格情報が変更となった場合、「継続申請」ではなく「新規申請」から登録をお願いします。
3	資格認定後、申請担当者のメールアドレスの変更はできますか。	次回申請まで変更できませんので、退職や転勤などに影響されないメールアドレスを登録してください。
4	行政書士が代理申請する場合、受付システムの申請担当者情報には誰の情報を入力すればよいですか。	行政書士の情報を入力してください。 申請担当者メールアドレス欄に入力されたメールアドレスに、受付完了メールが送信されます。
5	提出書類の一部について、受付システム上にアップロードするにあたり、申請者側が使用するパソコンのセキュリティについての注意事項はありますか。	受付システムにファイルをアップロードする場合には、セキュリティソフトを使用してウィルスチェック等を行ったうえで、アップロードを実施していただく必要があります。OSがwindows7を御利用の場合には、サポート期間が終了しているため使用できません。
6	受付システム上でファイルをアップロードしようとしても、容量が超過し、登録できません。	添付ファイルの容量は、1ファイルにつき 5MB までです。5MB以上となる場合は、次の順で対策を行ってください。 ①カラーではなく白黒でスキャンし、容量を減らしてください。 ②複数枚(2枚、4枚、または8枚)の原稿を1ページに集約してスキャンして容量を減らしてください。
7	受付システム上でファイルをアップロードする場合、ひとつの提出書類が複数ファイルとなる場合は、どのように登録すればよいですか。	複数ファイルをひとつのファイルに統合して受付システムにアップロードしてください。 ファイルを統合した結果、5MB以上となる場合は、上記6の方法で容量を調整してください。

8	受付システムで「提出」ボタンを押した後、登録内容の修正や書類の差替えが発生した場合、どうすればよいですか。	受付システムの「申請内容の修正」から修正を行ってください。アップロードしたファイルを変更したい場合も同様です。 【1】システムのステータスが【(一次) 審査中】の状態（申請者で訂正不可状態） ①差戻しの依頼を盛岡市役所契約検査課のメールアドレス（keiyaku@city.morioka.iwate.jp）宛に連絡してください。 ※メールで連絡する際は、件名に商号または名称を記載するようにしてください。 <例> メール件名 【差戻依頼】〇〇会社 メール本文 次の申請につきまして、修正がありますので差戻し処理をお願いいたします。 ・申請区分 （工事／コンサル／物品） ・受付番号 （8桁） ※システムログイン時に入力する受付番号 ②盛岡市役所契約検査課にてシステムによる差戻し対応後、訂正や再添付をしてください。（差戻し処理においては、不受理メールが送付されますが、特に理由等の記載はしないことをご了承願います） ③訂正後、申請書提出（確認）及び提出ボタンをクリックすることまでを必ず実施し、システムのステータスを「申請書提出」状態にしてください。 【2】システムのステータスが【申請書提出】の状態（申請者で訂正可能状態） ①訂正後、申請書提出（確認）及び提出ボタンをクリックすることまでを必ず実施し、システムのステータスを「申請書提出」状態にしてください。
---	--	--

9	受付番号、パスワード、ユーザ ID を入力して、ログインボタンをクリックすると、「パスワード等が不正です。」のメッセージが表示され、受付システムにログインすることができません。	【初回ログインの場合】 ユーザ登録時に入力した申請担当者メールアドレス宛に初期パスワード通知が送付されます。こちらに記載されている情報と入力した情報に相違がないことを確認してください。また、初回ログイン時は必ずパスワードの変更が必要になります。変更したパスワードはメモを取るなど、自身で管理してください。 【2回目以降ログインの場合】 入力したパスワードが、初回ログイン時に設定したものと相違がないことを確認してください。ID・パスワードが不明な場合は、申請の手引き「4.4 ユーザ ID、パスワード、受付番号を忘れた場合」をご確認ください。
10	代表者氏名や商号又は名称等に外字が使用されている場合はどのように入力すればよいですか。	外字、機種依存文字等は、カタカナに置き換えた上で入力し、(外字) と補記をお願いします。また、ローマ数字の場合は、算用数字を使用し、() 書きで補記をお願いします。 【入力例】 高橋 → タカ(外字) 橋 辻 → ツジ(外字) 山崎 → 山ザキ(外字) 瀬川 → セ(外字) 川 吉田 → ヨシ(外字) 田 マンションⅠ → マンション1 (ローマ数字の1)
11	受付システムに入力する本社(店)所在地について、略称表記(例：1-1-1)でもよいですか。	受付システムに入力する本社(店)所在地は、登記上の表記と同一になるように入力してください。 (例：一丁目1番1号) また、受付システムに入力する営業所の所在地は、委任状の記載内容と同一になるようにしてください。
12	受付システムに入力する商号又は名称について、略称表記(例：“(株)●●商会”)でもよいですか。	受付システムに入力していただく商号又は名称は、略称表記を使用せずに、登記上の表記と同一になるように入力してください。 (例：“(株)”→“株式会社”)
13	「暴力団排除に係る役員名簿」に入力する範囲はどこまでですか。	登記簿謄本に記載されている<u>監査役を含む</u>全ての役員を記載してください。
14	【コカ】建設関連業務に従事する技術者について、申請する業務に係る資格だけ入力すればよいですか。	そのとおりです。
15	システムの登録画面から「戻る」ボタンをクリックすると、「現在入力中の内容は保存されません。前の画面に戻ってもよろしいでしょうか？」とポップアップが出るが問題ないか。	左記のメッセージは「戻る」ボタンをクリックした際に常に表示させるポップアップとなります。「登録」ボタンより入力情報を登録していれば、当該メッセージは無視して頂いて問題ありません。

16	新規申請登録画面で「登録」ボタンをクリックすると「e.ex.fw.9002: システムエラーが発生しました。システム管理者に連絡してください。」のメッセージが表示され、申請手続きを進めることができない。	以下の操作を行ってください。 ①システムにログイン後に申請年度を「令和6・7年度」にして、申請内容確認をクリックしてください。 ②申請内容確認画面の処理状況及び画面名（『戻る』ボタンのすぐ下）を確認してください。 ③処理状況が『受理』又は画面名が『変更申請登録』の場合は、『戻る』ボタンをクリックして、申請受付システムメインページに戻り、申請年度を『令和8・9年度』にして、継続申請メニューから申請手続きを行ってください。 その後の処理は、手引きの『4.5.3 継続申請』に沿って申請手続きを行ってください。 ④③以外の場合は、システムをログアウト、再度システムに接続して、入札参加資格申請メニューの『ユーザ登録』から、新規でユーザ登録を行ってください。 その後の処理は、手引きの『4.5.1 新規申請』に沿って申請手続きを行ってください。
17	新規申請／変更申請／継続申請をクリックした際に、既にデータが存在する為、申請できない旨のエラーメッセージが表示される。	データが存在する旨のエラーメッセージが表示する場合、①申請書提出済み又は②申請書登録済みと思われます。申請内容確認メニューより申請状況を確認してください。 ①の場合は申請状況が「申請書提出」又は「一次審査中」、②の場合は「入力中（業者）」となります。①の場合はその後の操作は不要です。受付センター及び盛岡市の審査完了をお待ちください。②の場合は申請書修正メニューから申請内容の修正及び申請書の提出を行ってください。
18	申請受付システムログイン時に「undefined」のエラーメッセージが表示される。	対応 OS、ブラウザでご利用頂いているかご確認ください。 対応 OS、ブラウザについては手引きをご確認ください。 改善しない場合は、ブラウザのキャッシュクリアを行ってください。
19	申請期間以降に会社名や住所が変更になる予定だが、変更予定の情報で入力すれば良いか。	現在の登記上に登録されている企業情報で登録してください。 変更後の内容が登記簿に登録された後、各申請市町それぞれに変更届を提出してください。詳しくは申請市町に確認してください。
20	不受理（不備）の連絡がメールで届いたが、指摘／修正内容に質問がある。	不受理メールに記載の連絡先までお問合せください。
21	【工事・物品】障害者雇用状況の法定雇用の達成・未達成について、何を見て判断すればよいかわかりません。	常用雇用者数が一定数以上の事業者が提出を義務付けられている「障害者雇用状況報告書」の表の最下部の欄「⑫身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」が0人でなければ「未達成」となります

3 ヘルプデスクに関すること

番号	質問	回答
1	ユーザ登録を行ったが、初期パスワード通知メールが届かない。	受信拒否となっている可能性があります。「@hitachi-systems.com」からのメールを受信許可するように設定をお願いします。 また、ユーザ登録時に入力したメールが Gmail アドレスでないかを確認してください。システムから送信されるメールを受信できない場合があるので、Gmail は使用しないでください。

4 提出書類

番号	質問	回答
1	提出様式はどこから取得すればよいですか。	申請書や委任状、営業実績調書等の様式は、手引きと一緒に各市町のホームページに掲載しています。
2	委任状の委任者印に使用する印鑑は実印ですか。	実印です。
3	入札書提出のみを代理人に委任する場合でも、委任状は必要ですか。	単に入札書の提出を行う営業担当等は、受任者にあたりませんので不要です。受任者は、代表者から委任を受けて入札、契約等法律行為を自己名と責任において行う者をいいます。そのため、支店長、営業所長等の支店・営業所の長となる方に限ります。
4	委任を考えていますが、支店長印がない場合、社判でもよいですか。	社判のみは認められません。支店長印がない場合は、支店長個人の氏名印を押印してください。
5	国税の納税証明書は、どの様式を添付すればよいですか。	法人の方：納税証明書（その3の3） 個人の方：納税証明書（その3の2） となります。
6	既に審査基準日（令和7年9月30日）の直前3か月以内に発行された国税の納税証明書を取得しています。審査基準日以降に納税証明書を取得しなおす必要がありますか。	審査基準日から遡って3か月以内に発行された納税証明書であれば、原則として再取得の必要はありません。 ただし、納税証明書の発行日から審査基準日（令和7年9月30日）までの間に新たな納税義務が発生した場合は再取得をお願いします。
7	現在事項全部証明書に代えて全部事項証明書を提出してもよいですか。	問題ありませんが、全ての頁をスキャンし、5MBに収まるよう調整をお願いします。
8	【工事・コンサル】雇用保険の加入確認にあたり、管轄労働局が発行する領収書や証明書でもよいですか。	労働局が発行するこれらの書類では、書面上、 雇用保険に加入していることを確認できない場合があります 。恐れ入りますが、手引き記載の「労働（雇用）保険の保険料申告書の写し（令和7年度に発行されたもの）」を提出ください。万一、申告書の写しの添付ができない場合は、管轄の公共職業安定所が発行する雇用保険の加入を証明する書類（審査基準日3か月以内のもの）を提出してください。
9	【工事】経営事項審査を申請手続き中ですが手続きはできますか。	今回の申請から、通知書の添付を不要としました。最新の通知書の情報は受付システムで「申請書提出」を実行していただくことにより反映されます。 ですが左記の場合や盛岡市における本審査の時点で確認できる総合評定値通知書が令和6年6月1日より前の場合は、 盛岡市契約検査課 から最新の通知書の提出を依頼する場合があります。

10	【工事】一般事業主行動計画策定・変更届について、審査基準日が「一般事業主行動計画の計画期間」内であればよいですか。	そのとおりです。
11	【コンサル】土木関係コンサルタント業務を申請するにあたり、建設コンサルタント登録はありませんが、代わりに建設業許可証の提出は必要ですか。	提出は不要です。 ※建設コンサルタント登録、建設業許可証がなくても土木関係コンサルタント業務の申請は可能です。
12	【工事】工事経歴書は、様式第4号で提出しなければいけないのでしょうか。	法に基づく経営事項審査申請等に添付した工事経歴書の写しを提出しても構いません。 例：国土交通省が指定する様式第二号（第二条、第十九条の八関係） その場合、商号が記載されていなければ、書面の右上に商号を必ず記載してください。また、国等の様式で提出する場合、様式第4号の「工事内容」の項目について、記載する必要はありません。

5 入札参加資格審査の届出事項の変更

番号	質問	回答
1	申請書提出後に内容の変更が生じた場合、どのような手続きをすればよいですか。	申請市町あてにそれぞれ変更届の提出が必要です。 詳しくは申請市町に確認してください。
2	新規申請を行いました、申請書提出から4月の資格認定までの間に委任者又は受任者に変更が生じた場合、委任状の委任期間はどのように記載したらよいですか。	委任状の再提出が必要です。委任期間は、令和8年4月1日からとしてください。 ※別途変更届が必要となります。詳しくは申請市町に確認してください。

6 その他

番号	質問	回答
1	「市内に主たる営業所を有する」という場合の「主たる営業所」とは何ですか。	本社、本店のことです。法人登記において本店又は主たる事務所として表示されている営業拠点のことです。
2	電子ファイルの添付形式について知りたい。	システムへの添付ファイルはPDF形式のみとなっています。 Excel、Wordでファイルを作成した場合は、PDFに変換してください。（ファイル保存時のファイル形式に「PDF（*.pdf）」を選択頂くことで変換可能です。）